

平成18年度 農政活動事業実績

(1) 品目横断的経営安定対策加入者に向けた農業委員会系統組織の取り組み

平成19年産から新たに始まる品目横断的経営安定対策や米政策改革及び農地・水・環境保全向上対策の推進にあたっては、これまで農業者が経営の存続を掛けて取り組んで来た努力が報われるとともに、行政・農業委員会やJA等農業関係機関・団体の支援により地域の実態に応じて育成された多様な経営体が支援対象になることが大切である。

また、担い手の経営安定・品目別対策及び地域振興対策がセットとして確立し、かつ、財源確保が講じられる必要がある。

したがって、多様な地域農業の実態に合った具体的施策確立のため
対策の内容、仕組みについて、地域農業者への周知徹底
対策加入者のための要件充足の支援
担い手不足地域における集落営農の組織化、法人化への取り組み支援
などの組織的な取り組みを強化するとともに、この旨を8月に各農業委員会に通知した。

(2) 農地基本台帳の整備の徹底

品目横断的経営安定対策における対象者規模要件の面積確認は、農業委員会が作成・管理している農家基本台帳の面積を使用することになったことや、農地基本台帳の整備が十分にされていない農業委員会が多く見られるとの会計検査院からの指摘もあることから、東海農政局及び愛知県と合同で巡回指導した後、適正整備を支援した。

巡回指導した農業委員会 22委員会

うち整備が完全な委員会 5委員会

整備が不備な委員会 17委員会

(整備率50%未満の項目の上位)

1位 営農の状況(8委員会)

2位 土地総括表、筆別表、貸付地の筆別表(2委員会)

(3) 農地と担い手を守り活かす運動の推進

「農地と担い手を守り活かす運動」を基礎とする農業委員会系統組織活動の取り組み状況調査(平成18年8月1日時点)を行なったが、その結果の概要は次のとおりであったので、平成18年8月28日開催の平成18年度第1回総会において、「『農地と担い手を守り活かす運動』の取り組み強化に関する申し合わせ決議」をするとともに、運動の取り組みを強化した。

(参考)

17年度の取り組み状況

農地パトロールの実施	42委員会
農地利用現況図の作成	8委員会

認定農業者と農業委員会との 意見交換会の開催	16委員会
年間事業計画の作成	20委員会
活動記録ノートの記帳	34委員会

(4) 税源移譲への対応

平成18年度の農業委員会交付金は前年度と同じ48億円(税源移譲分も前年と同じ46億円)となった。

税源移譲は国庫補助金等の削減ではなく一部の税源が地方交付税に振り替わるものであるから、各農業委員会に対して、それぞれの市町村長に対して毎年度、農業委員会関係予算の確保について申し入れを行うように働きかけた。

(5) 地域における担い手の農地情報ニーズの調査

水田農業の担い手の育成・確保に資するため、担い手が求めている農地情報ニーズについてアンケート調査(無記名)を行い、その結果を会員に周知するとともに、全国農業会議所に報告した。

対象者

愛知県稲作経営者会議会員(47/57名) 回収率82.5%

主な内容

農業委員会の担い手に対する農地情報提供活動への認知度7人、町村外の農地情報への関心有が24人。また、どのような農地情報が必要かについては、かなりまとまった農地の情報が16人、他市町村の情報が13人、作物条件にあった農地情報が13人であった。

(6) 全国農業委員会会長大会への参加

平成18年5月25日、東京都の日比谷公会堂において開催された全国農業委員会会長大会に本県から72名が参加した。

太田豊秋会長の主催者あいさつの後、経過並びに情勢報告があり次いで提案・要請決議が行われた。

「WTO農業交渉並びにEPA/FTA交渉に関する特別要請決議」

「経営安定対策の導入等による農業構造改革に向けた政策提案決議」

「農業委員会の必置規制の堅持に関する要請」

「地域に根ざした活力ある農業委員会の実践に関する申し合わせ決議」

その後農業委員会活動の強化に向けた決意表明が全国の東・西・中ブロックの農業委員会の代表者により行われた。

大会終了後、直ちに代表要請として、政府、主要国会議員に対して農業委員会長を中心とした要請活動を実施した。

さらに西三河、豊田加茂、新城設楽、東三河支部合同による地元選出国会議員への要請と懇談会を実施した。

(7) 農業者年金加入推進セミナー及び全国農業委員会会長代表者集会・日豪FTA対策特別集会への参加

平成18年11月28日、東京都の浅草ビューホテルで開催された平成18年度農業者年金推進セミナー及び翌29日、東京都の九段会館で開催された全国農業委員会会長代表者集会・日豪FTA対策特別集会に本県より各支部の支部長（年金推進セミナー・13、代表者集会等・14名）等が参加した。

11月28日午後は農業者年金制度の勉強を、翌29日の午前は愛知県選出国会議員に対して平成19年度農林予算の確保要望を始め、農地政策の再構築やWTO農業交渉等の要請を行った。

午後は、代表者集会・日豪FTA対策特別集会に出席し、農林関係予算の確保に関する要請決議等に参加した。

(8) 建議・要請活動の実施

平成18年8月に豊橋市農業委員会から「農業施策に関する要望書」の提出があり、愛知県知事、全国農業会議所へ進達した。

また、平成18年9月19日開催の本農業会議常任議員会議において、新城設楽支部の野澤支部長より、提案のあった「鳥獣害駆除に関する要望」を愛知県知事に行うことに決定し、同日付けで要望した。

(9) 名古屋国税局との打合せ

前年までは農業に関する課税対策のため、東海4県農業団体課税対策協議会が開催され、翌年の農業課税に関する協議（農業所得標準の作成、転作田標準の作成、収入金課税等）を行ってきたが、農業所得標準が廃止され収入金課税方式に平成18年度から移行されたことから、課税対策協議会は廃止され、代わりに「納税猶予打合会（名古屋国税局、4県、4県農業会議）」がもたれることになった。

平成19年1月19日に名古屋国税局で開催された「納税猶予打合会」では、納税猶予に関する現状と問題点等につき意見交換を行い次の点について合意した。

税務署は、相続税納税猶予申告者に対して納税猶予を決定したときは、その納税猶予適用農地等の明細を農業委員会へ連絡する。

引き続き農業経営を行っている旨の証明を農業委員会が発行する場合は確実に現地確認を行うとともに、申請者から農業経営の継続実施及び特定農地等の状況を聴取し、記録を残すこと。

(10) 平成19年度農林関係税制に関する要望等

平成18年6月20日、東海農政局で平成19年度農林関係税制改正に関する要望及び意見交換を行った。改正要望の主な物は次のとおり

納税猶予制度の存続と適用拡大

納税猶予の20年営農要件の緩和と品目横断的経営安定対策との整合

また、全国農業会議所に対しても上記に併せて、4農業委員会の要望も報告した。

(11) 贈与税・相続税の納税猶予制度の適用実態における認定農業者の適用実態調査

平成19年1月、全国農業会議所の依頼に基づき15～17年における適用実態調査を実施し、2月に報告したがその結果の概要は次のとおり。

相続税納税猶予の認定農業者適用人数及び面積

15年 29人 30 ha

16年 15人 19 ha

17年 20人 16 ha

贈与税納税猶予者は無し

(12) 農林水産省との協議及び要望

平成18年10月19日、県庁会議室において、農林水産省吉田審議官に対して品目横断的経営安定対策及び農地・水・環境保全向上対策につき、協議するとともに、次の要望をした。

納税猶予の特例農地を認定農業者などの担い手に貸し付ける場合の猶予の継続

担い手経営革新促進事業内容明細の早期明確化

また、平成19年1月22日、経営所得安定対策及び日豪EPAに係るブロック会議のため、吉田審議官が来訪された折り、県庁会議室において、意見交換するとともに農地・水・環境保全向上対策についての現場で分かり易いものとするように要望した。